

願る職歴を以て職歴を認認したる結果翌十二日面談等を経て
部長一室に職歴組合の管轄管束等と見解を以て且も職歴
十一日午前七時頃に来客する全職歴職歴元職歴 日正主客官制太
東」等のである。

十三

浪瀬直式警務中心を千々の組合支店主事吉田兼太郎三命を
するのや、其の置職を察見し、職歴を職歴する所を以て、其
業員自派を認認し、職歴を職歴し、職歴三命を職歴し、其の
職歴し、十八日以後來職歴を職歴へ十一日午前正朝職歴合職歴
日正職歴支店に全職歴職歴し、職歴合員たる人夫日正職歴
十 職歴 職歴

法人 職歴合職歴出張所

財團 協調會福岡出張所

検束者の解放を求めたるも拒絶せられたる爲遂に不穩當なる
言動に出でたるを以て即座に元阪、官崎の兩人は検束處分に
附せられるに至つた。

一月十六日午後五時被検束者六名は夫々嚴重なる説諭を受け
釋放されたのであるが此儘本件を打切ることとは組合將來に影
響するものなりとて前項歎願書を作成し十八日事業主に手交
して其の回答を求めたる處翌日回答することとなつた。

十四 解 決 状 況

一月十九日事業主は各項目に就ては何れも善處すとの回答を
なしたるに對し組合側は之を諒として一應解決を見たのであ
る。